

取扱い職種の範囲等の明示

スローガン株式会社
代表取締役社長 仁平 理斗

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、下記の項目を明示します。内容をご確認ください。また、事業についてご不明点がございましたら、当該事業所の担当までお問い合わせください。

記

求職者の皆さまへ

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当社の全事業所で取り扱う職種の範囲：全職種（港湾運送業務、建設業務を除く）

取扱い地域の範囲：国内全域

手数料に関する事項

求職者の皆さまから、手数料は一切頂きません。

求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いは、各事業所の紹介責任者となります。

当社は、個人情報に関して、当該情報の本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。訂正の請求があった場合に、客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正いたします。

当該職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとします。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものいたします。

苦情等お問合せ先に関して

苦情処理の責任者は、各事業所の紹介責任者となります。以下のお問い合わせ先を参照ください。

苦情の申出があった場合は誠意をもって対応いたします。

【お問い合わせ先】

スローガン株式会社 職業紹介責任者

〒107-0062 東京都港区南青山 2-11-17 第一法規本社ビル 3 階

TEL：03-6434-5220

記

求人者の皆さまへ

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当社の全事業所で取り扱う職種の範囲：全職種（港湾運送業務、建設業務を除く）

取扱い地域の範囲：国内全域

手数料に関する事項

職業紹介の報酬は以下の通り、求人者より申し受けます。

※法令に基づいて管轄省庁に届け出ている手数料率を下記の通り明示しています。

届け出る手数料率は上限であり、実際の手数料については求人者と別途利用申込書・契約書等にて取り交わすものとなります。

【届出制手数料にかかる手数料表】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
1. 求人・求職の申込みを受けた求人者・求職者に提供する紹介サービスおよびこれに付随するサービス	当該求職者の年間賃金の100%または充足1件につき2000万円のうち、いずれか高い方を上限とします。 ただし、上記を上限に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。
2. 特定の条件による求職者の開拓やそのための調査・探索およびこれに付随するサービス	当該求職者の年間賃金の100%または充足1件につき2000万円のうち、いずれか高い方を上限とします。 ただし、上記を上限に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。

※当該手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※手数料の上限は、求職者の賃金の100/100とします。

求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いは、各事業所の紹介責任者となります。

当社は、個人情報に関して、当該情報の本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。訂正の請求があった場合に、客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正いたします。

当該職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとします。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものいたします。

返金に関する事項

当社の紹介で入社した求職者が早期に退職した場合には、契約書に定めた規定により一部又は全部を返金する場合があります。

苦情等お問合せ先に関して

苦情処理の責任者は、以下のお問い合わせ先を参照ください。

苦情の申出があった場合は誠意をもって対応いたします。

なお、労働者の賃金については、労働基準法第24条の定めに則り、直接お支払ください。

【お問い合わせ先】

スローガン株式会社 職業紹介責任者

〒107-0062 東京都港区南青山 2-11-17 第一法規本社ビル 3階

TEL : 03-6434-5220

以 上